



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q いよいよ運送業の長時間労働にもメスが入り、なかなか厳しくなりそうですね。今後の方向性について何か分かりましたらお知らせください。

A 自動車運転者の労働時間等の規制については平成元年「改善基準告知」により拘束時間、休息期間等について上限基準が設けられて運用してきました。しかし、運送業は「脳・心臓疾患による労災支給決定件数」の多い業種となっているため、「過労死防止」の観点から労働条件の改善が求められています。

平成30年に成立した「働き方改革関連法」により、令和6年4月以降、時間外労働について、月45時間及び年360時間の限度時間並びに、臨時的特別な事情がある場合で年960時間の上限時間が適用されることとなり、厚労省は、令和4年9月8日の第10回労働政策審議会でトラックの「改善基準告示」見直しの方向性を提示しました。ポイントは次の通りです。

◆1年の拘束時間

- ・「3,516時間」を原則「3,300時間」へ

◆1ヶ月の拘束時間

- ・現行 原則「293時間」最大「320時間」を
原則「284時間」最大「310時間」へ

※労使協定により、年間6ヶ月までは1年の拘束時間が3,400時間を超えない範囲で1ヶ月310時間まで延長できる。この場合、1ヶ月の拘束時間が284時間を超える月が3ヶ月を超えて連続しないものとし、1ヶ月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

◆1日の拘束時間

- ・1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、延長する場合でも最大拘束時間は「15時間」とする。
- ・ただし、自動車運転者の1週間における運行が全て長距離(450 km以上)であり、かつ、一つの運行における休息時間が住所地以外の場所における場合、1週間について2回限り最大16時間とすることができる。

- ・最大拘束時間まで延長する場合であっても、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

◆1日の休息期間

- ・休息期間（現行は継続「8時間」）は、継続11時間以上与えることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。
ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一つの運行における休息時間が住所地以外の場所における場合、1週間について2回に限り継続8時間以上とすることができる。この場合、一つの運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

◆運転時間について

- ・運転時間は、2日を平均して1日あたり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

◆その他

- ・連続運転時間は4時間を超えないものとする。
- ・休日労働は2週間について1回を超えないものとし、当該休日労働によって拘束時間の限度を超えないものとする。
- ・2人乗務特例は、車両が一定の基準を満たす場合には、拘束時間をさらに延長できる。ただし、運行終了後11時間以上の休息を確保する。
- ・フェリーに乗船する場合、原則として休息時間とする。
- ・予期しない事象：事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取扱いを規定する。

その他、詳しくは厚労省の資料をご覧頂き、運送業の方は今から法令順守できるよう準備していただきたいと思います。

また、取引業者に運送を依頼している場合は、待機時間等を少なくするなど運送業者に配慮した仕事の依頼をするなどご協力をお願いいたします。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980